

令和8年度予算 概算要求の概要 (社会的養護関係)

支援局 家庭福祉課

【令和8年度概算要求】
4, 068億円

【令和7年度予算】
(3, 907億円)

【主な内訳】

◇ 児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金	236億円	(207億円)
◇ 児童入所施設措置費等国庫負担金	1,657億円	(1,591億円)
◇ 子ども・子育て支援交付金(※)	2,061億円	(2,013億円)
◇ 次世代育成支援対策施設整備交付金	67億円	(67億円)

(※) 令和7年度予算の額は、乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)を除いた額としている。

【要求内容】

(1) 在宅等への支援

事項	事業の概要	
児童家庭支援センターの相談支援体制の強化	＜児童家庭支援センター運営等事業＞【拡充】 ・児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助等を行う。 ・専門的な知識や技術を必要とする相談について、児童や家庭の状況が把握できるよう、家庭等を訪問して実施する場合に、訪問して相談支援を行う職員を配置する。 ・医療的な問題を含む相談にも適切に対応できるよう、医師や保健師等との嘱託契約等による必要な支援体制を整備する。	6
妊産婦等生活援助事業所の設置促進・機能強化等	＜児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業＞【拡充】 ・妊産婦等生活援助事業所を開設するため、必要な設備整備及び備品の購入を行う。 ＜特定妊婦等支援機関ネットワーク形成事業＞【拡充】 ・妊産婦等生活援助事業所未設置自治体や民間団体に対する立ち上げ支援としての相談対応・助言、支援計画の策定方法・ケースワークの手法等に関する実践等を行う。 ・機能強化のため、妊産婦等生活援助事業所へのアドバイザーの派遣や個別ケースのコンサルティング等を実施する。 ・妊産婦等生活援助事業所のほか、市町村や児童相談所、児童福祉施設、医療機関等の関係機関を対象に、全国フォーラムを実施し、関係機関で特定妊婦等への支援についての課題等を把握・共有するとともに、支援ネットワークを構築する。	7 9
妊産婦等生活援助事業所の自立支援の強化	＜児童養護施設等体制強化事業＞【拡充】 ・妊産婦等生活援助事業所において、夜勤業務等へ対応するための補助者等を雇い上げ、職員の業務負担軽減を行う。 ・妊産婦等生活援助事業所において、就労等定着支援員を配置し、入居による支援等を受けている支援対象者の自立に向けた環境整備を行う。	10 1

(2) 里親等への支援

事項	事業の概要	
里親支援センターの設置促進・機能強化等	＜児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（再掲）＞【拡充】 ・ <u>里親支援センターを開設するため、必要な設備整備及び備品の購入並びに改修等を行う。</u>	7
	＜里親支援センター設置促進等支援事業＞【新規】 ・ <u>里親支援センターの設置促進・機能強化を行うために、センター未設置自治体や民間団体に対する立ち上げ支援としての相談対応・助言、機能強化としてのアドバイザーの派遣や個別ケースのコンサルティング等を実施する。また、里親支援センター職員等を対象とした研修事業の実施や全国的なフォーラムの開催により、里親支援センターの担い手の掘りおこしや、人材育成を進めるとともに、全国の里親支援センター同士が意見交換・情報共有できる場を創出し、里親支援体制のネットワークを構築する。</u>	11
共働き里親等への支援強化	＜里親養育包括支援（フォスタリング）事業＞【拡充】 ・ 里親のリクルート及びアセスメント、登録前・登録後及び委託後における里親に対する研修、こどもと里親家庭のマッチング、里親養育への支援（未委託期間中及び委託解除後のフォローを含む。）に至るまでの里親養育支援及び養子縁組に関する相談・支援を実施する。 ・ <u>共働き里親等が委託児童等を養育するための環境整備のための先駆的な取組をモデル的に支援し、効果的な取組事例の横展開を行う。</u>	12
里親の負担軽減支援	＜児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（再掲）＞【拡充】 ・ <u>里親が、自身と委託されたこどもとの関係性を明らかにする際に生じる負担の軽減を図るため、里親身分証明書の発行に必要な備品の購入等を行う。</u>	7
家庭養育推進ネットワークの構築	＜家庭養育推進ネットワーク構築事業＞【新規】 ・ <u>各自治体において、関係機関が連携・協働するための地域特性・地域ニーズに沿った「家庭養育推進ネットワーク」を構築し、里親制度への理解促進、課題を抱えるこどもの委託に対する支援の充実策（里親ショートステイやレスパイトケア等）等について課題共有・議論・役割分担等を行うことで、里親等委託の更なる充実を図る。</u>	17
里親制度等の効果的な広報啓発	＜里親制度等及び特別養子縁組制度等広報啓発事業＞【見直し】 ・ 里親制度等について、年間を通じて、様々な広告媒体を活用した広報啓発を行う。 ※より効果的な里親制度の周知広報を実施するため、「児童福祉事業対策費等補助金」から「こども政策推進事業委託費」に組み替え	18

(3) 施設養護への支援

事項	事業の概要	
乳児院の機能強化	＜乳児院地域支援強化事業＞【新規】 ・乳児院において、地域の支援拠点として乳児院の各機能を統括し、当事者のニーズに合わせて各機能を選択、統合して適切に提供できるよう<u>マネジメントリーダーの配置</u>や、妊産婦等生活援助事業等の活用のための<u>市町村等との連携職員の配置</u>などを行う。	19
児童養護施設入所児童等の性被害防止	＜児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（再掲）＞【拡充】 ・乳児院や児童養護施設等において、小規模なグループによるケアを実施するため、施設の改修、設備整備及び備品の購入を行う。 ・乳児院や児童養護施設等において、<u>性被害防止対策を図るため、パーテーション、簡易扉、簡易更衣室及びカメラ、人感センサーライト等の設備の購入や更新</u>を行う。	7

(4) 社会的養護経験者等への自立支援

事項	事業の概要	
社会的養護自立支援拠点事業所の設置促進	＜児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（再掲）＞【拡充】 ・<u>社会的養護自立支援拠点事業所を開設するため、必要な設備整備及び備品の購入</u>を行う。	7
社会的養護自立支援拠点事業所の自立支援の強化	＜児童養護施設等体制強化事業（再掲）＞【拡充】 ・社会的養護自立支援拠点事業所において、一時避難的かつ短期間の居場所の提供を実施する場合、宿直等を実施することで、夜間の見守り・緊急対応への体制強化を行う。 ・社会的養護自立支援拠点事業所において、<u>就労等定着支援員を配置し、入居による支援等を受けている支援対象者の自立に向けた環境整備</u>を行う。	10
児童養護施設退所者等への自立支援資金貸付	＜児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業＞【新規】 ・児童養護施設退所者等が住居や生活費など安定した生活基盤を確保することが困難な場合等において、<u>家賃相当額の貸付や生活費の貸付、資格取得費用の貸付</u>を行う。	20

(5) 里親、施設、事業所等 社会的養護に関わる人材の確保・育成・定着支援

事項	事業の概要	
児童養護施設等職員間の関係構築に向けた支援	＜児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業＞【拡充】 - 各施設種別、職種別に行われる研修への参加を促進すること等により、職員の資質向上及び研修指導者の養成を行う。 - 人材確保に係る課題分析・解決を担う人事コンサルタントを活用する等の人材確保や定着に向けた先駆的な取組をモデル的に支援し、効果的な取組事例の横展開を行う。 - 乳児院や児童養護施設等の職員の確保のため、児童養護施設等への就職を志す学生や社会人経験者などを対象とした就職相談会や施設見学会を開催する。 <u>地域ごとに施設等の垣根を越えて若手職員が集い、研修や職場では相談しづらい内容について、同じ境遇の仲間に相談できるピア・サポートを行う。</u>	21
里親支援センターの担い手の掘り起こし・人材育成	＜里親支援センター設置促進等支援事業＞【新規】 <u>里親支援センターの設置促進・機能強化を行うために、センター未設置自治体や民間団体に対する立ち上げ支援としての相談対応・助言、機能強化としてのアドバイザーの派遣や個別ケースのコンサルティング等を実施する。また、里親支援センター職員等を対象とした研修事業の実施や全国的なフォーラムの開催により、里親支援センターの担い手の掘りおこしや、人材育成を進めるとともに、全国の里親支援センター同士が意見交換・情報共有できる場を創出し、里親支援体制のネットワークを構築する。</u>	11

(6) その他支援

事項	事業の概要	
養子縁組民間あっせん機関による養親希望者等への支援の強化	＜養子縁組民間あっせん機関助成事業＞【拡充】 - 関係機関と連携して養親希望者等の負担軽減に向けた支援等を実施するとともに、養子縁組民間あっせん機関に対して人材育成を進めるための研修の受講費用等を助成する。 <u>養子縁組民間あっせん機関ごとに「養親同士」、「養親及び養親希望者」、「養親希望者同士」、「養子同士」が自由に情報交換及び悩みや疑問等を共有することのできる場（ネットワーク）を提供し、養親希望者等の心理的負担の軽減を図るとともに、養子縁組成立後の支援（アフターケア）として、縁組後の養育を一定期間サポートするため、関係機関との連絡調整等を行うコーディネーター職員を配置し、縁組後の支援を強化する。</u>	22

社会的養護に関する施策について

- 社会的養護に関する施策について、「在宅等への支援」、「里親等への支援」、「施設養護への支援」、「社会的養護経験者等への自立支援」により推進。
- 併せて、それぞれの支援の中核となる「人材の確保・育成・定着への支援」を実施。

在宅等への支援 <<児童家庭支援センターの設置促進及び機能強化、特定妊婦等への支援の強化>>

- 児童家庭支援センターによる、こどもや家庭からの専門的な知識及び技術を必要とする相談に対する助言、市町村の求めに応じた技術的助言・必要な援助、児童相談所や児童福祉施設等との連絡調整等の実施
- 妊産婦等生活援助事業所による、家庭生活に支障が生じている特定妊婦や出産後の母子等への一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携 等

里親等への支援

<<里親等委託の推進、里親支援センターの設置促進等>>

- 里親支援センターの設置促進及び機能強化
- 里親支援センター及びフォスティング機関による、里親のリクルート、研修、こどもや里親家庭とのマッチング、養育や自立に関する支援の実施
- 「里親等委託の更なる推進に向けた自治体間ネットワーク会議」の開催 等

施設養護への支援

<<小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化による機能転換に向けた取組等>>

- 乳児院や児童養護施設等による保護者の適切な養育を受けられないこどもに対する必要な養育等の実施
- 家庭的環境を実現するための小規模かつ地域分散化の取組の推進
- 乳児院や児童養護施設等における高機能化及び多機能化の取組の推進 等

社会的養護経験者等への自立支援 <<社会的養護経験者等への支援の強化>>

- 社会的養護自立支援拠点事業による社会的養護経験者等の相互交流の場の提供、生活・就労等に関する相談支援や助言等の実施
- 児童自立生活援助事業による日常生活上の援助等の実施
- 社会的養護経験者等の支援ニーズ等を把握するための実態調査 等

人材の確保・育成・定着への支援 <<社会的養護に関わる職員の人材確保・育成・定着支援策等の推進>>

- 人材確保に係る課題分析等を担う人事コンサルタントを活用する等の人材確保や定着に向けた先駆的取組の実施、就職相談会や施設見学会の開催
- 里親支援センター、児童相談所、NPO法人等の民間フォスティング機関等の里親支援に関わる職員を対象とした研修の実施 等

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 236億円の内数（207億円の内数）

事業の目的

児童家庭支援センターは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、保護を要する児童又はその保護者に対する指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行うものであって、もって地域の児童、家庭の福祉の向上を図る。

事業の概要

（1）児童家庭支援センター設置運営事業 **「拡充」**

- ・ 虐待や非行等、こどもの福祉に関する問題につき、こども、ひとり親家庭その他からの相談に応じ、必要な助言を行う。
 - ・ 児童相談所からの委託を受けて、施設入所までは要しないが要保護性があり、継続的な指導が必要なこども及びその家庭についての指導を行う。
 - ・ こどもや家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うため、児童相談所、児童福祉施設、学校等関係機関との連絡調整を行う。
- ⇒ 専門的な知識や技術を必要とする相談について、児童や家庭の状況が把握できるよう、家庭等を訪問して実施する場合に、訪問して相談支援を行う職員の配置を支援する。
- また、医療的な問題を含む相談にも適切に対応できるよう、医師や保健師等との嘱託契約等による必要な支援体制の整備を支援する。

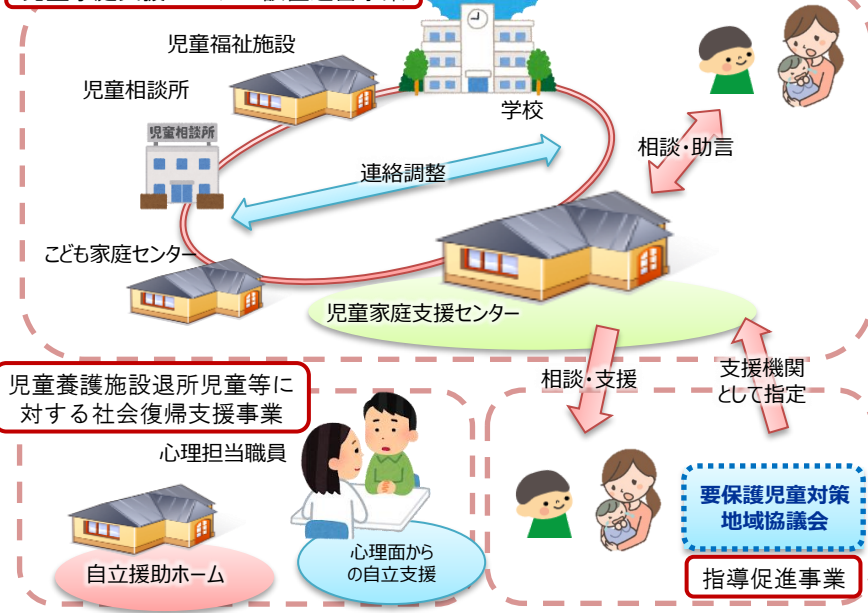
（2）児童養護施設退所児童等に対する社会復帰支援事業

自立援助ホームに心理担当職員を配置し、入居児童等に対し心理面からの自立支援を行う。

（3）指導促進事業

市町村の要保護児童対策地域協議会において、児童家庭支援センター等が主たる支援機関とされた場合の補助を行い、地域における相談・支援体制の強化を図る。

児童家庭支援センター設置運営事業



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助割合】 国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2

【補助基準額】 （1）児童家庭支援センター設置運営事業

- ①常勤心理職配置の場合
- ②非常勤心理職配置の場合
- ③法的問題対応加算
- ④医療的問題対応加算
- ⑤児童相談所OB等によるスーパーバイズ加算
- ⑥地域連携担当職員加算
- ⑦訪問相談支援対応加算

1 か所当たり	13,686千円	※ 対応件数に応じて事業費等も補助
1 か所当たり	9,026千円	
1 か所当たり	360千円	
1 か所当たり	360千円	
1 か所当たり	547千円	
1 か所当たり	2,487千円	
1 か所当たり	6,172千円	
1 か所当たり	1,051千円	
1 件当たり（月額）	119千円	

（2）児童養護施設退所児童等に対する社会復帰支援事業

（3）指導促進事業

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 236億円の内数（207億円の内数）

事業の目的

- 児童養護施設等における小規模なグループによるケアの実施など、こどもの養育環境の改善を図るための改修や、ファミリーホーム等を新設する場合の建物の改修、**改正児童福祉法関連施設・事業所の開設準備経費や改修費**に係る経費を補助することにより、社会的養護が必要なこどもの生活向上を図る。
- **里親身分証明書の取り組みが全国的に進むよう、都道府県等における里親身分証明書の発行に必要な備品購入等を支援することにより、里親の負担軽減を図る。**
- **こどもの安心・安全な生活環境の確保及びプライバシー保護を図ることにより、すべての児童養護施設等においてこどもが安心して過ごすことができる環境となるよう、児童養護施設等における性被害防止対策の支援を行う。**

事業の概要

【補助制限】

- （★）の事業：補助を受けてから10年経過後に再度補助を受けることができる「拡充」
- （☆）の事業：事業を行う施設等1か所につき1回限り

（1）児童養護施設等の環境改善事業

- 入所児童等の生活環境改善事業
 - 児童養護施設等において、小規模なグループによるケアを実施するため、施設の改修、設備整備及び備品の購入に係る経費を補助
 - 児童養護施設等において、入所児童等の生活向上を図るため、必要な備品の購入や更新、設備の改修等に係る経費を補助（★）
- ファミリーホーム等開設支援事業（☆）
ファミリーホーム等を新設し、事業を実施する場合に必要な改修整備、設備整備、建物賃借料（敷金は除く。）及び備品の購入に係る経費を補助
- 児童家庭支援センター開設支援事業（☆）
既存建物を借り上げて児童家庭支援センターを新設し、事業を実施する場合に、貸し主に対して支払う礼金及び建物賃借料に係る経費を補助
- 耐震物件への移転支援事業（☆）
耐震性に問題のある賃借物件において地域小規模児童養護施設等を設置している場合に、耐震物件への移転に伴う経費を補助

（2）地域子育て支援拠点の環境改善事業（★）

地域子育て支援拠点事業を継続的に実施するために必要な改修、備品の整備に係る経費を補助

（3）児童相談所及び一時保護所の環境改善事業（★）

- 児童相談所でこどもの心理的負担を軽減する等のために必要な改修及び備品の購入や更新に係る経費を補助
- 一時保護所でこどもの生活環境の向上を図るために必要な改修及び必要な備品の購入や更新に係る経費を補助

（4）改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業（☆）「新規」

- 里親支援センターを開設するため、必要な設備整備及び備品の購入並びに改修等に係る経費を補助する。
- 社会的養護自立支援拠点事業所及び妊産婦等生活援助事業所を開設するため、必要な設備整備及び備品の購入に係る経費を補助する。

（5）里親負担軽減事業（★）「新規」

里親が、自身と委託されたこどもとの関係性を明らかにする際に生じる負担の軽減を図るため、里親身分証明書の発行に必要な備品の購入等に係る経費を補助する。

（6）児童養護施設等（※）における性被害防止対策支援事業（★）「新規」

性被害防止対策を図るため、パーテーション、簡易扉、簡易更衣室及びカメラ、人感センサーライト等の設備の購入や更新に要する経費を補助する。

（※）児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、児童家庭支援センター、里親支援センター、児童自立生活援助事業所、ファミリーホーム、妊産婦等生活援助事業所、社会的養護自立支援拠点事業所、児童相談所、児童相談所一時保護施設（一時保護委託先を含む。）

実施主体

- | | |
|------------------------|---|
| (1) 都道府県、市町村 | (4) 都道府県、指定都市、児童相談所設置市 |
| (2) 市町村 | ※妊産婦等生活援助事業所の場合：都道府県、市及び福祉事務所設置町村 |
| (3) 都道府県、指定都市、児童相談所設置市 | (5) 都道府県、指定都市、児童相談所設置市 |
| | (6) 都道府県、指定都市、児童相談所設置市 |
| | ※母子生活支援施設又は妊産婦等生活援助事業所の場合：都道府県、市及び福祉事務所設置町村 |

補助基準額

- | | | | | |
|----------|---------|---------|---|--|
| (1) <1.> | 1 か所当たり | : 800万円 | ※ | 里親、児童家庭支援センター、母子家庭等就業・自立支援センターに係る事業は、100万円 |
| <2.> | 1 か所当たり | : 800万円 | ※ | ファミリーホーム等の開設に当たり、改修期間中に賃借料が発生する場合は、1,000万円を上限に加算 |
| <3.> | 1 か所当たり | : 300万円 | | |
| <4.> | 1 か所当たり | : 800万円 | ※ | 里親、児童家庭支援センター、母子家庭等就業・自立支援センターに係る事業は、100万円 |
| (2) | 1 か所当たり | : 800万円 | | |
| (3) | 1 か所当たり | : 800万円 | | |
| (4) | 1 か所当たり | : 800万円 | | |
| (5) | 1 か所当たり | : 50万円 | | |
| (6) | 1 か所当たり | : 10万円 | | |

補助率

- (1) 国：1/2 (2/3 (※)) (都道府県等：1/2 (1/3 (※))、又は、都道府県：1/4、市町村：1/4)
(※) 児童養護施設や乳児院の小規模化かつ地域分散化について、令和11年度末までに確実に実施するため、小規模かつ地域分散化された施設を改修する際の補助率を嵩上げ (1/2→2/3)
- (2) 国：1/2 (指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/2、又は、都道府県：1/4、市町村：1/4)
- (3) 国：1/2 (都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2)
- (4) 国：1/2 (3/4 (※)) (都道府県等：1/2 (1/4 (※))、又は、都道府県：1/4、市・福祉事務所設置町村：1/4)
(※) 里親支援センターの開設準備経費
- (5) 国：1/2 (都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2)
- (6) 国：1/2 (都道府県・市・福祉事務所設置町村：1/4、事業者：1/4)

＜特定妊婦等支援機関ネットワーク形成事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 0.5億円（0.2億円）

事業の目的

妊産婦等生活援助事業所のほか、市町村や児童相談所、児童福祉施設、医療機関等の関係機関が連携し、家庭生活に支障が生じている特定妊婦や出産後の母子等（以下「特定妊婦等」という。）への支援についての課題等を把握・共有するネットワークを構築するとともに、妊産婦等生活援助事業所の設置促進・支援の機能強化を行うことで、支援が必要な特定妊婦等が安心した生活を行うことができる社会の実現を図る。

事業の概要

（１）立ち上げ支援《新規》

妊産婦等生活援助事業所未設置自治体や民間団体に対する立ち上げ支援としての相談対応・助言、支援計画の策定方法・ケースワークの手法等に関する実践等を行う。

（２）機能強化支援《新規》

機能強化のために妊産婦等生活援助事業所へのアドバイザーの派遣や個別ケースのコンサルティング等を実施する。

（３）ネットワーク形成支援

妊産婦等生活援助事業所のほか、市町村や児童相談所、児童福祉施設、医療機関等の関係機関を対象に、全国フォーラムを実施し、関係機関で特定妊婦等への支援についての課題等を把握・共有するとともに、支援ネットワークを構築する。

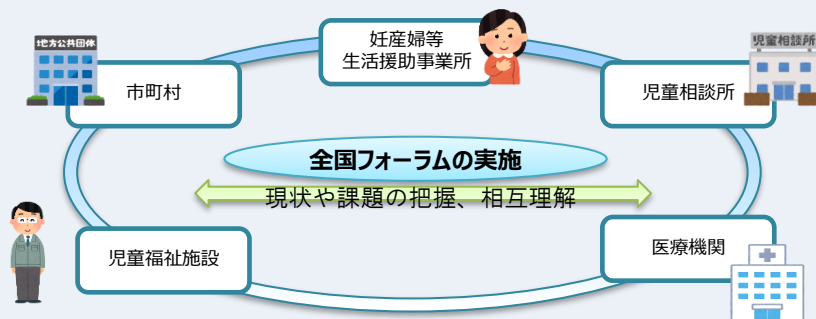
立ち上げ支援 ～事業所の設置促進～

- ・妊産婦等生活援助事業所未設置自治体等に対する相談対応・助言
- ・アドバイザーの派遣
- ・支援計画の策定方法・ケースワークの手法等に関する実践 等

機能強化支援 ～事業所の機能強化～

- ・機能強化のための妊産婦等生活援助事業所へのアドバイザーの派遣
- ・事業所の運営や個別ケースのコンサルティング
- ・テーマに応じた小規模勉強会 等

ネットワーク形成支援 ～関係機関の連携強化・情報の収集及び発信～



実施主体等

【実施主体】 民間団体（公募により選定）

【補助基準額】 47,366千円

【補助割合】 定額（国：10／10相当）

事業の目的

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 236億円の内数（207億円の内数）

児童養護施設等において、児童指導員等の補助を行う者を雇い上げること等により、児童指導員等の業務負担を軽減し、離職防止を図るとともに、児童指導員等の人材の確保を図ることを目的とする。

事業の概要

（1）児童指導員等となる人材の確保

児童養護施設等において、児童指導員、母子支援員、児童自立支援専門員、児童生活支援員、指導員の資格要件を満たすことを目指す者を補助者として雇上げ、将来的に児童指導員等となる人材の確保を図る。児童指導員等を目指す者の複数雇用を可能とする。

（2）夜間業務等の業務負担軽減

児童養護施設等において、補助者等を雇上げ、施設内における性暴力への対応や、外国人のこどもへの対応、夜勤業務対応などへの体制を強化するとともに、児童指導員等の業務負担軽減を図る。

（3）児童相談所OB等を活用したスーパーバイズの実施

児童養護施設等において児童相談所OB等を雇い上げ、職員が抱える悩み・ストレスを傾聴し、こどもの養育に関する相談支援等スーパーバイズを実施する。

（4）社会的養護自立支援拠点事業所における体制強化

社会的養護自立支援拠点事業所において、一時避難的かつ短期間の居場所の提供を実施する場合、宿直等を実施することで、夜間の見守り・緊急対応への体制強化を図る。

（5）自立支援環境整備事業「新規」

妊産婦等生活援助事業所及び社会的養護自立支援拠点事業所において、①就労等定着支援員を配置し、②入居による支援等を受けている支援対象者の自立に向けた環境整備に要した費用の一部を補助することにより、自立支援のより一層の強化を図る。

実施主体等

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村

【補助基準額】	（1）児童指導員等となる人材の確保	1人当たり	4,774千円
	（2）夜間業務等の業務負担軽減	1か所当たり	4,774千円
	（3）児童相談所OB等を活用したスーパーバイズの実施	1か所当たり	547千円
	（4）社会的養護自立支援拠点事業所における体制強化	1か所当たり	1,606千円
	（5）自立支援環境整備事業		
	①就労等定着支援員の配置	1か所当たり	4,970千円
	②支援対象者の自立に向けた環境整備	1か所当たり	858千円

【対象施設等】

- （1）児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業所（Ⅲ型を除く）
- （2）児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業所（里親が行う場合を除く）、ファミリーホーム、妊産婦等生活援助事業所
- （3）児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業所（里親が行う場合を除く）、ファミリーホーム
- （4）社会的養護自立支援拠点事業所
- （5）妊産婦等生活援助事業所、社会的養護自立支援拠点事業所
※②については、妊産婦等生活援助事業所の場合、「入居による支援」を実施している事業者に限る。
社会的養護自立支援拠点事業所の場合、「一時避難的かつ短期間の居場所の提供」を実施している事業者に限る。

【補助割合】 国：1／2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1／2
国：1／2、都道府県：1／4、市及び福祉事務所設置町村：1／4（市及び福祉事務所設置町村が実施する場合）

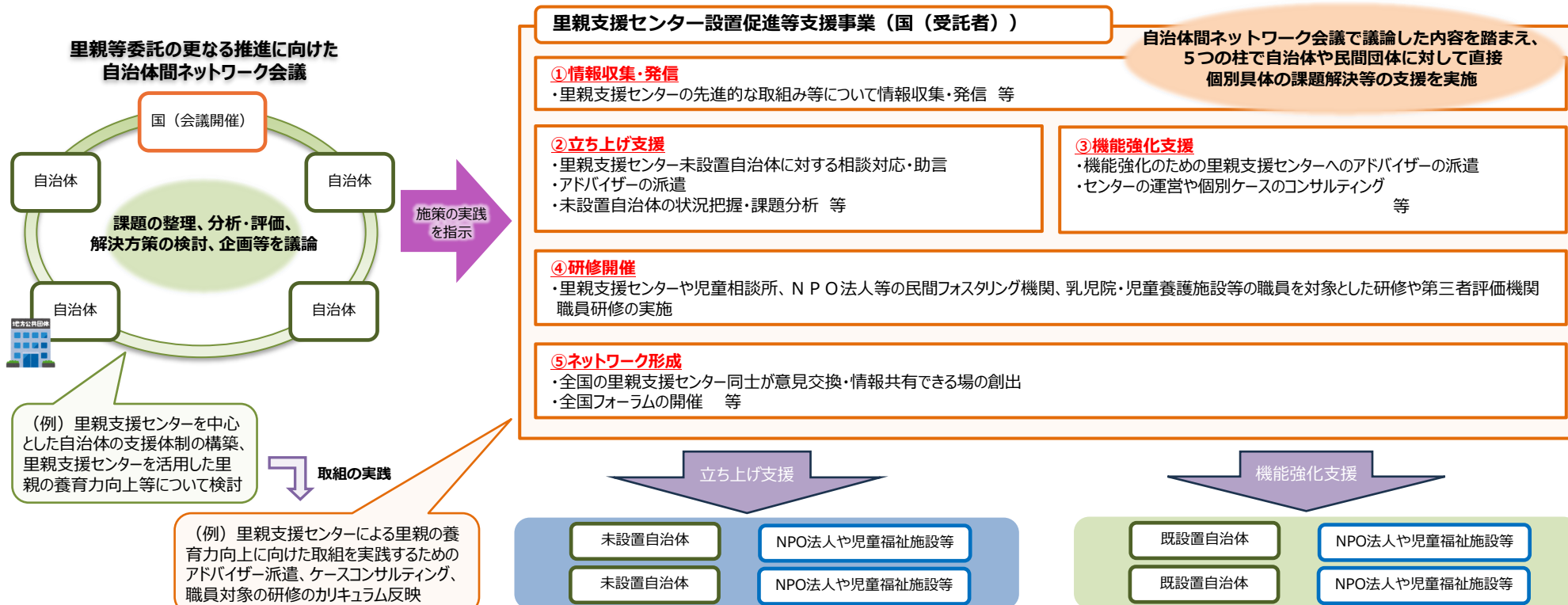
＜こども政策推進事業委託費＞ 令和8年度概算要求額 2億円（－億円）

事業の目的

改正児童福祉法において創設された里親支援センターについて、各自治体（都道府県・指定都市・児童相談所設置市）での設置促進・機能強化を支援することにより、里親等委託の更なる推進及び里親家庭等に対する支援の充実を図る。

事業の概要

里親支援センターの設置促進・機能強化を行うために、センター未設置自治体や民間団体に対する立ち上げ支援としての相談対応・助言、機能強化としてのアドバイザーの派遣や個別ケースのコンサルティング等を実施する。また、里親支援センター職員等を対象とした研修事業の実施や全国的なフォーラムの開催により、里親支援センターの担い手の掘りおこしや、人材育成を進めるとともに、全国の里親支援センター同士が意見交換・情報共有できる場を創出し、里親支援体制のネットワークを構築する。



実施主体等

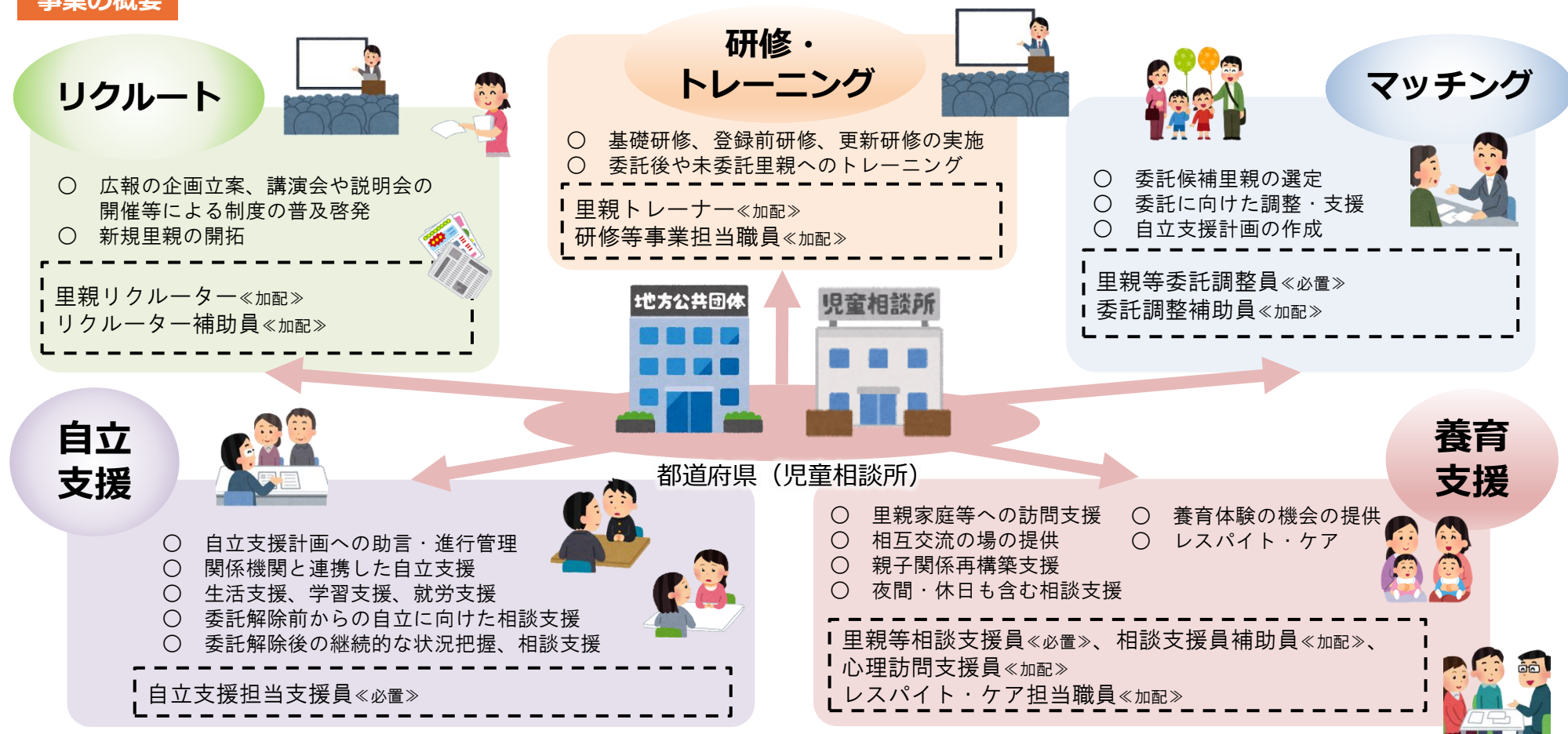
【実施主体】 民間団体 【補助率】 定額（国：10／10相当） 【補助基準額】 180,094千円

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 236億円の内数（207億円の内数）

事業の目的

里親のリクルート及びアセスメント、登録前・登録後及び委託後における里親に対する研修、こどもと里親家庭のマッチング、里親養育への支援（未委託期間中及び委託解除後のフォローを含む。）に至るまでの里親養育支援及び養子縁組に関する相談・支援を実施する事業に要する経費を補助する。（「里親支援センター」に対しては「児童入所施設措置費等国庫負担金」により、必要な経費を支弁）

事業の概要



＜拡充内容＞共働き家庭里親等支援強化事業を創設し、里親等委託の更なる推進を図る。

共働き家庭里親等支援強化事業について

事業の目的

- 共働き里親や共働きの養親候補者等が委託児童等の養育と就業との両立が困難な状況が多いことから、共働き里親等の実態把握を行うとともに、創意工夫を凝らした先駆的な共働き里親等への支援を行う自治体の取組に対して補助を行う。

事業の概要

- 共働き里親や共働きの養親候補者等が委託児童等の養育と就業との両立が困難な状況が多いことから、共働き里親等が委託児童等を養育するためにどの程度会社と調整を要する必要があるのか等の実態把握を行うとともに、自治体の創意工夫を凝らした先駆的な取組に対して補助を行うことで、里親等委託の更なる推進を図る。

実施主体等

【実施主体】

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

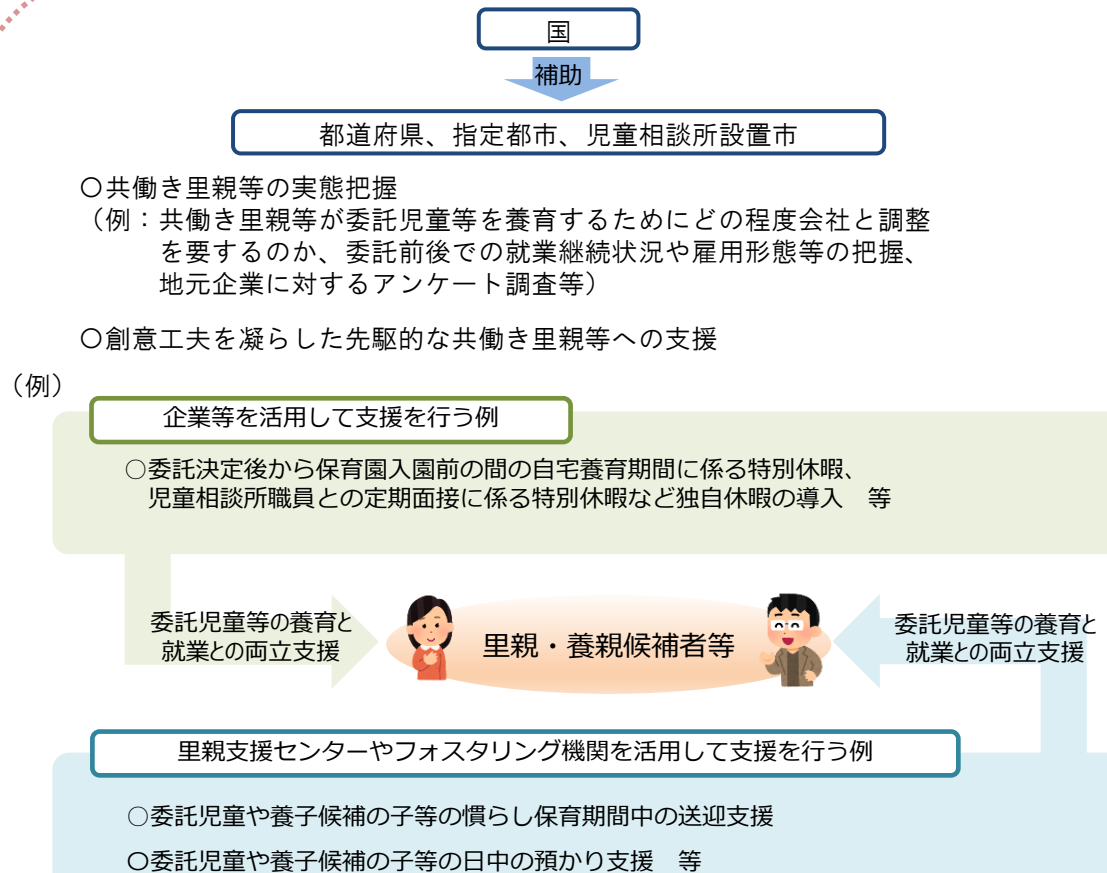
【補助基準額】

1 か所当たり 10,000千円

【補助割合】

国：10/10

共働き家庭里親等支援強化事業のイメージ



事業の概要

（１）里親制度等普及促進・リクルート事業

里親制度等の普及のため、里親リクルーター等による里親制度等の説明会や里親経験者や養親縁組によって養親となった者（以下「養親」という。）による講演等を積極的に開催するなど、里親制度等の広報活動を行うことにより、里親の確保を図る。

（２）里親等研修・トレーニング事業

里親登録及び登録の更新に必要な研修、未委託里親等に対するこどもを委託された際に直面する様々な事例に対応するトレーニングを実施し、養育の質を確保するとともに、委託可能な里親を育成すること等により、更なる里親等委託の推進を図る。

（３）里親等委託推進事業

こどもと里親等との交流や関係調整を十分に行うこと等により、最も適した里親等を選定するとともに、個々のこどもの状況を踏まえ、その課題解決等に向けて適切に養育を行うための計画を作成することにより、こどもの最善の利益を図る。

（４）里親訪問等支援事業

里親等や養親に対し、相談や生活に関する支援、交流促進など、こどもの養育に関する支援を実施することによりその負担を軽減し、適切な養育を確保する。

（５）里親等委託児童自立支援事業

里親等における自立支援体制の強化などこどもの自立に向けた継続的・包括的な体制を構築することで、委託されたこども等の委託解除前後の自立に向けた支援の充実を図る。

（６）障害児里親等支援体制強化事業

障害児を養育する里親等や養親の支援ニーズの把握、障害児の養育を行う里親等や養親への訪問、障害児施設との連絡調整・連携等による支援を行うことで、障害児の養育について不安や負担を感じている里親等や養親に対する支援体制の構築を図る。

（７）共働き家庭里親等支援強化事業＜新規＞

共働き里親等の実態把握を行うとともに、創意工夫を凝らした先駆的な共働き里親等への支援を行う自治体の取組に対して補助を行うことで、里親等委託の更なる推進を図る。

（８）里親支援センター体制強化事業

里親支援センターにおける登録里親や委託里親の状況に応じて、里親リクルーターや里親等支援員の業務を補助する職員を配置することで、里親等委託の一層の推進を図る。

（９）養子縁組包括支援事業

里親支援センターにおいて、家庭養育優先原則に基づき、養子縁組に関する相談・支援を実施することにより、効果的な支援体制の整備の促進を図る。

各事業の対象の整理

	フォスタリング機関		里親支援センター	
	里親家庭等	養親、 養親希望者	里親家庭等	養親、 養親希望者
（１）里親制度等普及促進・リクルート事業	○	○		
（２）里親等研修・トレーニング事業	○			
（３）里親等委託推進事業	○			
（４）里親訪問等支援事業	○	○		
（５）里親等委託児童自立支援事業	○			
（６）障害児里親等支援体制強化事業	○	○		
（７）共働き家庭里親等支援強化事業＜新規＞	○	○	○	○
（８）里親支援センター体制強化事業			○	
（９）養子縁組包括支援事業				○

実施主体及び補助割合

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助割合】 （１）～（６）、（８）、（９）国：１／２、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：１／２

（７）国：１０／１０

補助基準額

①統括責任者加算	1 か所当たり	6,722千円
②市町村連携加算		
市町村連携コーディネーターの配置	1 か所当たり	6,400千円
市町村連携コーディネーター補助員の配置	1 か所当たり	1,634千円
③里親制度等普及促進・里親リクルート事業		
都道府県等が実施する場合	1 自治体当たり	1,957千円
委託して実施する場合	1 か所当たり	1,305千円
里親リクルーター配置加算	1 か所当たり	6,475千円
新規里親登録件数		
15件以上25件未満	1 か所当たり	1,400千円
25件以上35件未満	1 か所当たり	1,921千円
35件以上	1 か所当たり	2,442千円
④里親等研修・トレーニング事業		
都道府県等が実施する場合	1 自治体当たり	8,379千円
委託して実施する場合	1 か所当たり	5,307千円
里親トレーナー配置加算（常勤）	1 か所当たり	6,107千円
里親トレーナー配置加算（非常勤）	1 か所当たり	2,401千円
研修受講促進費	1 人当たり	42千円
研修等事業担当職員配置加算		
都道府県等が実施する場合	1 自治体当たり	6,091千円
委託して実施する場合	1 か所当たり	3,858千円
⑤里親等委託推進事業	1 か所当たり	6,912千円
新規里親委託件数		
15件以上30件未満	1 か所当たり	1,317千円
30件以上45件未満	1 か所当たり	2,536千円
45件以上	1 か所当たり	3,364千円
⑥里親訪問等支援事業	1 か所当たり	9,975千円
里親等委託児童数		
20人以上40人未満	1 か所当たり	2,400千円
40人以上60人未満	1 か所当たり	4,968千円
60人以上80人未満	1 か所当たり	7,535千円
80人以上	1 か所当たり	10,103千円
心理訪問支援員配置加算（常勤）	1 か所当たり	5,977千円
心理訪問支援員配置加算（非常勤）	1 か所当たり	1,756千円
面会交流支援加算	1 か所当たり	2,333千円
夜間・土日相談対応強化加算		
24時間365日の場合	1 か所当たり	6,269千円
上記以外	1 か所当たり	3,057千円
里親家庭養育協力支援	1 日当たり	3,432円
養育児童預かり支援		
受入準備経費	1 か所当たり	8,000千円
一時預かり（宿泊を伴うもの）	1 日当たり	13,980円
一時預かり（宿泊を伴わないもの）	1 日当たり	5,500円

⑦里親等委託児童自立支援事業		
アフターケア対象者10人以上かつ		
支援回数120回以上の場合	1 か所当たり	3,956千円
アフターケア対象者20人以上かつ		
支援回数240回以上の場合	1 か所当たり	7,835千円
⑧障害児里親等支援体制強化事業	1 か所当たり	2,011千円
⑨共働き家庭里親等支援強化事業	1 か所当たり	10,000千円《新規》
⑩里親支援センター体制強化事業		
i 市町村連携コーディネーター補助員の配置	1 か所当たり	1,634千円
ii 里親リクルーター補助員		
新規里親登録件数		
15件以上25件未満	1 か所当たり	1,702千円
25件以上35件未満	1 か所当たり	2,223千円
35件以上	1 か所当たり	2,744千円
iii 里親等支援員補助員		
新規里親委託件数		
15件以上30件未満	1 か所当たり	1,317千円
30件以上45件未満	1 か所当たり	2,536千円
45件以上	1 か所当たり	3,364千円
⑪養子縁組包括支援事業		
i 養子縁組制度普及促進事業		
ア 基本分		
都道府県等が実施する場合	1 自治体当たり	1,570千円
委託して実施する場合	1 か所当たり	1,570千円
イ 市町村連携加算		
市町村連携コーディネーターの配置	1 か所当たり	6,400千円
市町村連携コーディネーター補助員の配置	1 か所当たり	1,634千円
ii 養親訪問等支援事業		
ア 基本分	1 か所当たり	9,975千円
イ 養親相談支援員（補助員）加算		
里親等委託児童数		
20人以上40人未満	1 か所当たり	2,400千円
40人以上60人未満	1 か所当たり	4,968千円
60人以上80人未満	1 か所当たり	7,535千円
80人以上	1 か所当たり	10,103千円
ウ 心理訪問支援員加算（常勤）	1 か所当たり	5,977千円
心理訪問支援員加算（非常勤）	1 か所当たり	1,756千円
エ 夜間・土日相談対応強化加算		
24時間365日の場合	1 か所当たり	6,269千円
上記以外	1 か所当たり	3,057千円
iii 障害児里親等支援体制強化事業	1 か所当たり	2,011千円

里親等委託の更なる推進に向けて、①里親支援センター、②フォスタリング機関、③里親家庭及びファミリーホームについて支援対象としている施策については以下のとおり。

	事業名称	事業内容	里親支援センター	フォスタリング機関	里親家庭FH
①	児童入所施設措置費	・里親・ファミリーホームにおけるこどもの養育に必要な費用や里親支援センターの運営等に要する費用を支弁する。	○		○
②	里親養育包括支援(フォスタリング)事業	・里親のリクルート及びアセスメント、登録前・登録後及び委託後における里親に対する研修、こどもと里親家庭のマッチング、里親養育への支援(未委託期間中及び委託解除後のフォローを含む。)に至るまでの里親養育支援及び養子縁組に関する相談・支援を実施する。		○	
		・里親支援センターにおける里親リクルーターや里親等支援員の業務補助職員の配置や養子縁組に関する相談・支援を実施する。	○		
		・共働き里親等の実態把握を行うとともに、創意工夫を凝らした先駆的な共働き里親等への支援を行う自治体の取組に対して補助を行う。	○	○	
③	里親支援センター設置促進等支援事業	・里親支援センターの設置促進・機能強化を行うとともに、里親支援センター職員等を対象とした研修事業の実施や全国的なフォーラムを開催する。	○	△ ※一部のみ	
④	家庭養育推進ネットワーク構築事業	・各自治体において、関係機関が連携・協働するための地域特性・地域ニーズに沿った「家庭養育推進ネットワーク」を構築し、里親制度への理解促進、課題を抱えるこどもの委託に対する支援の充実策等について課題共有・議論等を行う。	○	○	○
⑤	児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業	・里親・ファミリーホームにおいて、委託児童等の生活向上を図るため、必要な備品の購入や更新、設備の改修等を行う。 ・ファミリーホームを新設し、必要な改修整備、設備整備、建物賃借料(敷金は除く。)及び備品の購入を行う。 ・里親支援センターを開設するため、必要な設備整備及び備品の購入及び並びに改修等を行う。	○		○
		・里親が、自身と委託されたこどもとの関係性を明らかにする際に生じる負担の軽減を図るため、里親身分証明書の発行に必要な備品の購入等を行う。			○ ※里親のみ
		・里親支援センター及びファミリーホームにおいて、性被害防止対策を図るため、パーテーション、簡易扉、簡易更衣室及びカメラ、人感センサーライト等の設備の購入や更新を行う。	○		○ ※FHのみ
⑥	児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業	・里親支援センター及びファミリーホームの職員の資質向上を図るための研修、里親支援センター等の職員の確保及び定着を支援するためのモデル事業、就職相談会や施設見学会の開催等及び若手職員のピアサポートを行う。	○		○ ※FHのみ
⑦	里親への委託前養育支援事業	・里親に対して里親委託のための調整期間における生活費等を支給するとともに、各種研修への受講支援を行う。			○ ※里親のみ

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 236億円の内数（207億円の内数）

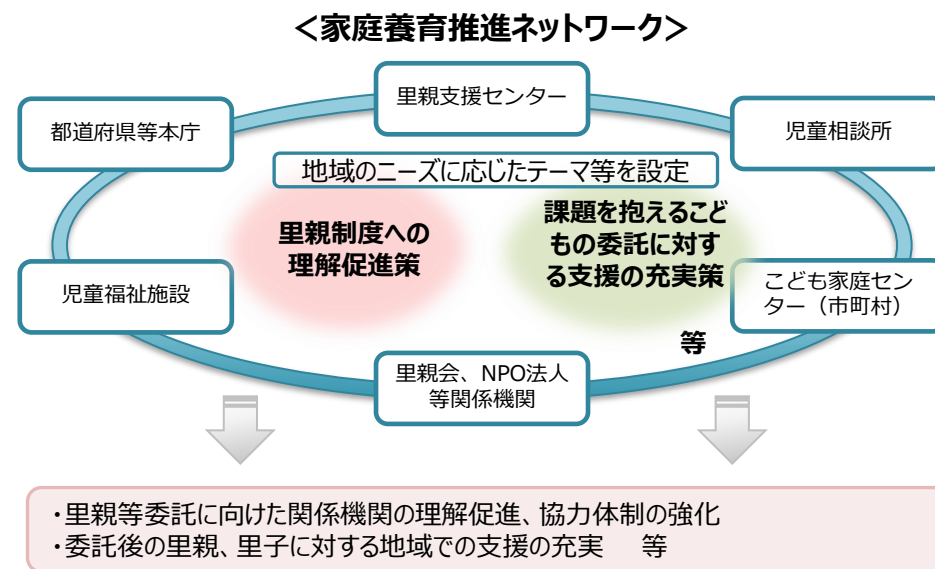
事業の目的

里親等委託の推進のためには関係機関との連携・協働が不可欠であることから、各自治体（都道府県・指定都市・児童相談所設置市）に「家庭養育推進ネットワーク」を構築し、里親等委託の更なる加速化を図る。

事業の概要

里親等委託の推進のためには、児童相談所や里親支援センターのみならず、こども家庭センター（市町村）、家庭支援事業を担うNPO法人等との関係機関との連携・協働が不可欠である。

各自治体において、関係機関が連携・協働するための地域特性・地域ニーズに沿った「家庭養育推進ネットワーク」を構築し、里親制度への理解促進、課題を抱えるこどもの委託に対する支援の充実策（里親ショートステイやレスパイトケア等）等について課題共有・議論・役割分担等を行うことで、里親等委託の更なる充実を図る。



実施主体等

【実施主体】

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】

1自治体当たり 1,100千円

【補助割合】

国：2／3、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／3

＜こども政策推進事業委託費＞ 令和8年度概算要求額 2億円（－億円）

事業の目的

里親制度及び特別養子縁組制度について、年間を通じて、様々な広告媒体を活用した広報啓発を行うことにより、最終的に里親登録者及び特別養子縁組で養親となることを希望する人を増やす。

事業の概要

⇒より効果的な里親制度の周知広報を実施するため、「こども政策推進事業委託費」に組み替え

（１）里親や特別養子縁組の潜在的な担い手を里親登録等につなげる広報啓発

潜在的な担い手のニーズの把握・分析を実施し、そのエビデンスを踏まえ、具体的かつ効果的な広報啓発を実施。

より多くの国民が閲覧できるインターネット等の媒体を活用した様々な広報啓発の実施、ポスター及びリーフレットの作成・配布。

企業に対する里親制度の社会的認知度を向上させるための広報啓発の実施。

（２）里親制度及び特別養子縁組制度に関する特設サイトの開設

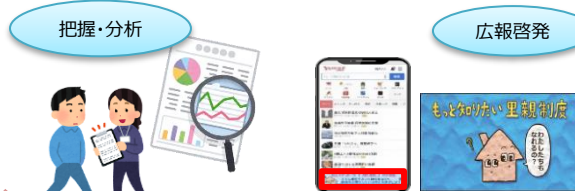
里親制度及び特別養子縁組制度について、それぞれの特設サイトを展開し、広く普及啓発を行うとともに、特に里親や特別養子縁組に関心や検討している方に対して、ターゲット層に応じてより里親登録や特別養子縁組につなげるための情報を集約し、それぞれの関心度に応じた具体的な情報提供を行う。

（３）都道府県等と連携した広報

都道府県等や児童相談所のほか、里親支援センター等の関係機関と連携し、地域において効果的に里親登録者及び特別養子縁組で養親となることを希望する人を増やすことができるよう、（１）の分析を踏まえ、都道府県等と連携した広報を実施。

＜ニーズの把握・分析を踏まえた広報啓発＞

・ニーズの把握・分析を実施し、そのエビデンスを踏まえ具体的かつ効果的な広報啓発を実施



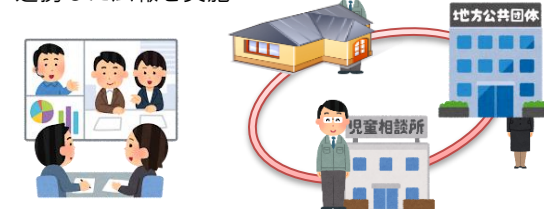
＜特設サイトの開設＞

・それぞれの関心度に応じた具体的な情報提供



＜都道府県等と連携した広報＞

・分析を踏まえ、都道府県等や関係機関と連携した広報を実施



実施主体等

【実施主体】	民間団体
【補助基準額】	214,452千円
【補助割合】	定額（国：10／10相当）

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和8年度概算要求額 236億円の内数（207億円の内数）

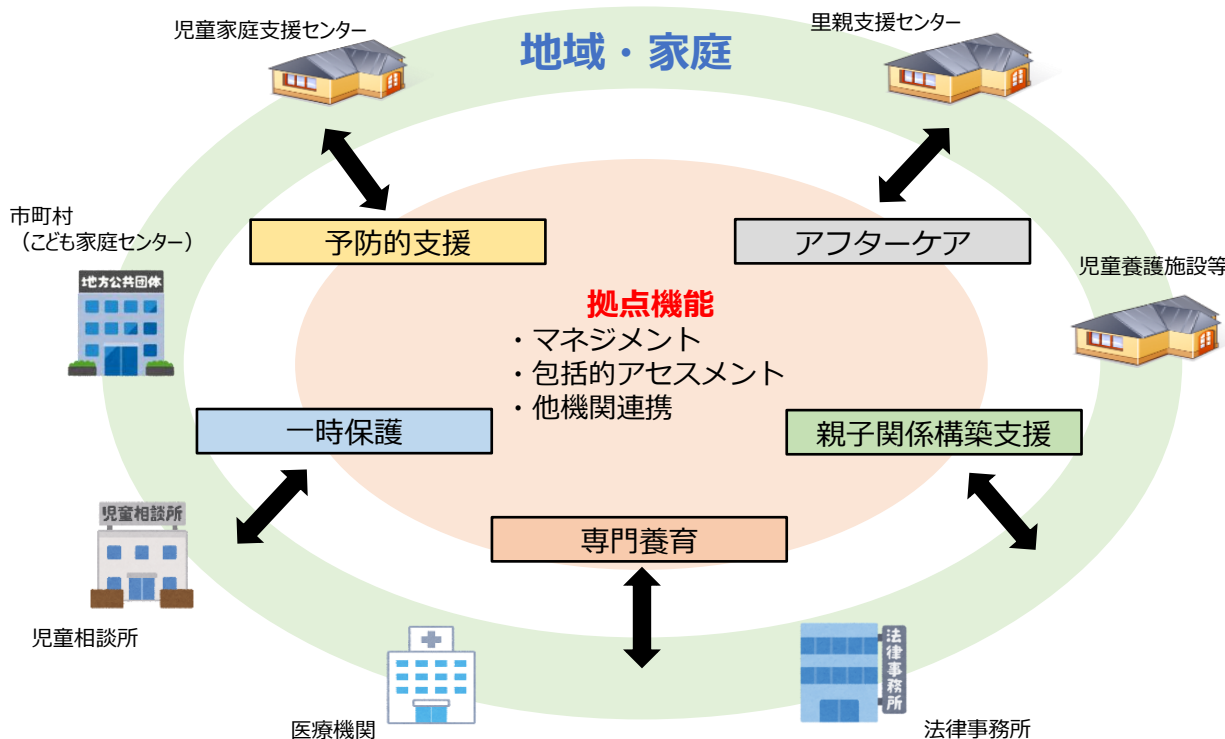
事業の目的

乳児院において、地域の支援拠点として乳児院の各機能を統括し、当事者のニーズに合わせて各機能を選択、統合して適切に提供できるようマネジメントリーダーの配置や、妊産婦等生活援助事業等の活用のための市町村等との連携職員の配置などを行うことにより、一層の高機能化及び多機能化・機能転換を図る。

事業の概要

乳児院において、地域の支援拠点として乳児院の専門養育機能や予防的支援機能等の各機能を統括し、当事者のニーズに合わせて各機能を選択、統合して適切に提供できるようマネジメント等を行うため、

- ・センターの拠点機能を統括するマネジメントリーダーの配置
 - ・医師や弁護士等の外部有識者によるコンサルタントの実施
 - ・母子保健施策や子育て短期支援事業をはじめとする市町村事業、妊産婦等生活援助事業の活用のために市町村（特にこども家庭センター）や保育所等と連携するための職員の配置
 - ・要保護児童対策地域協議会へ参画するための専門的な職員の配置
- に必要な経費の補助を行う。



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】 1か所当たり 16,639千円

【補助割合】 国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 236億円の内数（207億円の内数）

事業の目的

- 児童養護施設退所者等が住居や生活費など安定した生活基盤を確保することが困難な場合等において、全ての都道府県で家賃相当額の貸付や生活費の貸付、資格取得費用の貸付を着実にを行うことにより、これらの者の円滑な自立を支援する。

事業の概要

（１）就職者

就職により児童養護施設等を退所した者等であって、保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者

【家賃支援費貸付】

貸付額：家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）

貸付期間：2年間

（２）進学者

大学等への進学により児童養護施設等を退所した者等であって、保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者

【家賃支援費貸付】

貸付額：家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）

貸付期間：正規修学年数

【生活支援費貸付】

貸付額：月額5万円（医療機関を定期的に受診する場合、貸付期間のうち2年間まではさらに医療費などの実費相当額を追加）

貸付期間：正規修学年数

（３）資格取得希望者（児童養護施設等に入所中又は退所した者、里親等に委託中又は委託解除された者）

【資格取得支援費貸付】 貸付額：25万円

※ 5年間の就業継続を満たした場合には貸付金は返還免除（資格取得貸付は2年間の就業継続で返還免除）

※ 児童養護施設等の退所又は里親等の委託解除から5年が経過するまでの間、貸付の申請が可能

実施主体等

【実施主体】 都道府県又は都道府県が適当と認める民間法人

【補助割合】 定額（国：9/10相当） ※都道府県は、貸付実績に応じて1/10相当を負担

事業の目的

児童養護施設等において被虐待児や、障害のある児童が増加しており、高度の専門性が求められていることから、各施設種別、職種別に行われる研修への参加を促進することにより、児童に対するケアの充実を図り職員の資質向上及び研修指導者の養成を図る。

事業の概要

(1) 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業

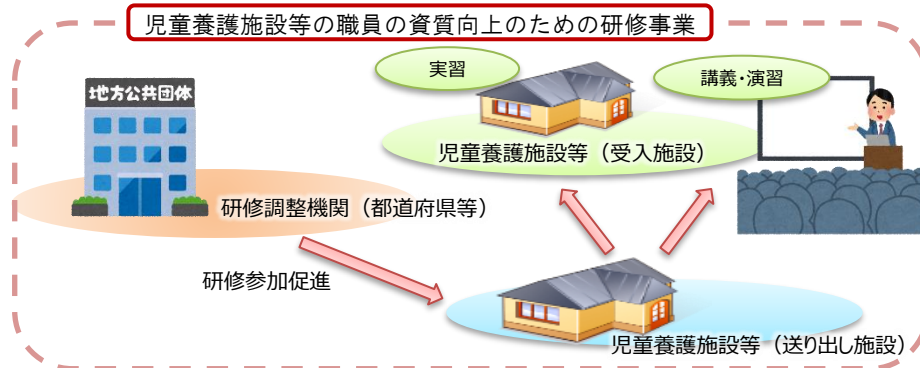
- ① 短期研修
各施設種別、職種別に行われる研修への参加を促進し、入所児童に対するケアの充実を図る。
(おおむね3～4日程度の宿泊研修を想定)
- ② 長期研修
一定期間(1～3か月程度)、児童養護施設等の職員に対し、障害児施設や家庭の環境の下での個別的な関係を重視したケア、家族関係訓練を実施している施設等において、専門性の共有化のための実践研修を行う。
- ③ 高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に必要な人材を育成するための研修
児童養護施設等が高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化を進めるうえで、必要な人材を育成するための研修を開催するための費用を補助する。

(2) 児童養護施設等の職員人材確保支援事業

- ① 実習生に対する指導
児童福祉施設への就職を希望する学生が実習生に来る際、指導する職員にあたる職員の代替職員の雇上げを行う。
- ② 実習生の就職促進
実習を受けた学生の就職を促進するため、就職前に一定期間、非常勤職員として採用し、人材確保を図る。

(3) 児童養護施設等の人材確保及び定着支援モデル事業

児童養護施設等の人材確保を支援するため、例えば課題分析・解決などについて、人事コンサルタントを活用するなど児童養護施設等の人材確保の推進に係る取組や児童養護施設等の人材定着を支援するため、例えば児童養護施設等の業務改革に向けた助言又は指導を行うためのコンサルタントによる巡回に係る取組など自治体の創意工夫を凝らした先駆的な取組に対して補助を行う。



(4) 児童養護施設等への就職促進支援事業

就職相談会や施設見学会の開催等による児童養護施設等の職員の確保に関する取組に要した費用の一部を補助する。

(5) 施設等職員交流支援事業「新規」

地域ごとに施設等の垣根を越えて若手職員が集い、研修や職場では相談しづらい内容について、同じ境遇の仲間に相談できるピア・サポートを行うための費用の一部を補助する。

実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市(民間団体等に委託して実施することも可)

【補助基準額】	(1) ① 宿泊あり	1人当たり	149千円
	宿泊なし	1人当たり	61千円
	② 送り出し施設	1人当たり	1,310千円
	受入施設(他施設職員受入)	1人当たり	216千円
	調整機関事務費	1自治体当たり	2,879千円
	③ 1自治体当たり(各施設種別単位)		2,776千円
(2)	① 受入施設(実習生受入)	実習1回当たり	86,200円
	② 受入施設(実習生等就職促進)	1日当たり	3,760円
(3)	1自治体当たり		4,200千円
(4)	1自治体当たり		447千円
(5)	1自治体当たり		5,810千円

【補助割合】 (3)以外 国:1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市:1/2
(3) 国:10/10

【対象施設】

- (1) 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、児童自立生活援助事業所(Ⅲ型を除く)、児童家庭支援センター、里親支援センター、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所、都道府県等が適当と認める施設(※)
- (※) 長期研修の際、職員を実践研修先として受け入れる場合に限る。
- (2) 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設
- (3)～(5) 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、児童自立生活援助事業所(Ⅲ型を除く)、児童家庭支援センター、里親支援センター、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所
- (※) (3)～(5)については開設前の施設等も対象とする。

【実施要件】

- (3)の事業の実施に当たっては、事業計画の審査を経た上で決定する。

事業の目的

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 236億円の内数（207億円の内数）

関係機関と連携して養親希望者等の負担軽減に向けた支援等を実施するとともに、養子縁組民間あっせん機関に対して人材育成を進めるための研修の受講費用等を助成することにより、効果的な支援体制の整備や職員の資質向上を図ることを目的とする。

併せて、養親希望者の手数料負担を軽減する事業を実施することにより、養子縁組のさらなる促進を図ることを目的とする。

事業の概要

①養子縁組民間あっせん機関基本助成事業

i 養子縁組民間あっせん機関等職員研修参加促進事業・・・受講者1人当たり 58千円

養子縁組あっせん責任者や職員及び児童相談所の職員等の資質向上を図るための研修参加に要する費用を補助

ii 第三者評価受審促進事業・・・1か所当たり 339千円

養子縁組民間あっせん機関が第三者評価を受審するための受審費用を補助

②養子縁組民間あっせん機関体制整備支援事業

i 養親希望者等支援事業（特定妊婦への支援含む）《拡充》・・・1か所当たり 13,327千円

児童相談所等の関係機関と連携し、こどもとのマッチングや養子縁組後の相談・援助、養親同士の交流の場の提供等及び特定妊婦への支援体制を構築

⇒「養親同士」、「養親及び養親希望者」、「養親希望者同士」、「養子同士」が自由に情報交換及び悩みや疑問等を共有することのできる場（ネットワーク）を提供

養子縁組成立後の支援として、縁組後の養育を一定期間サポートするため、関係機関との連絡調整等を行うコーディネーター職員の配置

ii 障害児等の支援・・・1か所当たり 2,932千円

障害児や医療的ケア児など特別な支援を要するこどもを対象にしたあっせん及び養子縁組成立前後の支援体制を構築

iii 心理療法担当職員の配置による相談支援・・・1か所当たり 6,543千円

心理療法担当職員を配置し、養子縁組成立前後において実親や養親の心理的な負担を軽減するための相談支援体制を構築

iv 高年齢児等への支援・・・1か所当たり 2,391千円

社会福祉士等による社会診断及び診断に基づくプレイセラピーやカウンセリング等、比較的年齢の高い養子とその養親への支援体制を構築

v 資質向上事業・・・1か所当たり 1,889千円

養子縁組民間あっせん機関同士や児童相談所との定期的な事例検討会や人事交流、外部有識者を活用した業務方法書の評価・見直し等の取り組みによって、民間あっせん機関の職員の資質向上を図る

③こどもの出自を知る権利に関する支援体制整備モデル事業・・・1か所当たり 6,543千円（弁護士等配置する場合、1か所当たり 2,342千円加算）

養子縁組民間あっせん機関において、子どもの権利条約に基づき、確実に養親から告知されるよう、養親に対し、告知を経験した先輩の体験談を聞く機会を設ける等のこどもの出自を知る権利に関する支援体制を構築

また、こどもの出自に関する情報の記録・保存・開示に関して、民間あっせん機関からの相談に応じ、助言等を行う弁護士等を嘱託契約等により配置した場合、加算

④養親希望者手数料負担軽減事業・・・1人（世帯）当たり 600千円

養子縁組民間あっせん機関による養子縁組のあっせんについて、児童相談所が関与する養子縁組里親との費用バランスを考慮して、養親希望者の手数料負担を軽減

実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助割合】 国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2

【実施要件】 ③の事業の実施に当たっては、事業計画の審査を経た上で決定する。